

令和4年度 第2回 松本市社会福祉審議会 会議録

日 時	令和5年2月14日(火) 午後2時 30 分～午後3時30分
会 場	松本市役所本庁舎3階大会議室
出席者	委員20名(欠席者4名)
次 第	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 諮問事項</p> <p>ア 重層的支援体制の構築に係る多機関協働及び生活支援のあり方について</p> <p>イ 松本市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>
あいさつ	<p>2 あいさつ</p> <p>小林委員長</p>
議 事	<p>3 議事</p> <p>(1) 諮問事項</p> <p>ア 重層的支援体制の構築に係る多機関協働及び生活支援のあり方について</p> <p>イ 松本市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて</p> <p>《委員長》</p> <p>令和4年5月9日に諮問され、4つの専門分科会に検討を付託した「重層的支援体制の構築に係る多機関協働及び生活支援のあり方について」報告をお願いします。</p> <p>《地域福祉専門分科会長》</p> <p>報告</p> <p>《障害者福祉専門分科会長》</p> <p>報告</p> <p>《高齢者福祉専門分科会長》</p> <p>報告</p>

《児童福祉専門分科会長》

報告

《委員長》

それでは、ただ今の報告について、ご意見、ご質問等ありますか。

《委員》

不登校や発達障がいの子どもの問題がとても大きくなっている。教育と福祉と「医療」との連携をしていただきたい。

《児童福祉専門分科会長》

医療との連携も必要であり賛成です。子ども達にとって必要であると思う。

《委員》

ひきこもりの対応について、ひきこもりの実態把握ができていないのが現状ではないかと思う。私は障害者家族の会に所属していて毎月会合を開いているが、精神障がい者の親で、なかなか参加できなかつたが勇気を出してきた、と参加してくれる人もいる。ひきこもりの子がいてどう対応してよいか悩んでいる方や、発達障がいについてよくわからないという人も多い。医療や教育の場でも対応しきれていないと思う。ひきこもり、発達障がいについての啓蒙啓発を重視していく必要があるのではないだろうか。教育委員会の人はこの場にはいないが、教育委員会の課題であるとも思う。

《委員長》

答申案について追加や修正をすべきという意見ではないということでしょうか。

《委員》

よい。

《委員長》

4つの専門分科会でまとめた答申について、ひとつにまとめるという考えもあるが、時間的な制限があることと、幅広く検討していきたいという中で、4つの専門分科会からいただいた案をひとつにまとめるとなると外れてしまう意見も出てしまうため、今回この4つの

専門分科会からの答申案をそのまま答申していきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

《委員長》

次に、同じく令和4年5月9日に諮問され、児童福祉専門分科会に検討を付託した「松本市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて」児童福祉専門分科会から報告をお願いいたします。

《児童福祉専門分科会長》

児童福祉専門分科会での検討結果について、事務局から説明をお願いいたします。

《事務局》

説明

《委員長》

それでは、ただ今の報告について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

(なし)

この内容で答申します。最後に全体を通して何かご意見ありますか。

《委員》

この場で初めて気づいたが、若者に関する内容が薄いと感じた。若者をどう巻き込んでいくかが弱いと思う。若者がひきこもりであれば明確な社会的課題として位置づけられているかもしれないけれど、担い手としてどう位置付けていくかが足りない。松本市行政の中には青少年の居場所はあるけれど、学校を卒業した人が集える場所、例えばしおじり若者サポートステーションのような施設がないと思う。若者に対する雇用施策はあるけれど、福祉的施策は弱いのではないか。重層的支援体制の議論のなかでも、若者専門分科会はないわけで、そもそも若者が支援対象としても担い手としても巻き込まれにくい状況があると思う。自分の仕事のなかで、働いても働いても借金が返せない人や精神的な障がいを持っていたりして生きにくい人など、いろいろな若者を見てきた。若者が集える場所が現状ないのであれば、民間の力を活用して作っていくなど、若者を位置づける努力が必要だと

改めて感じた。

《委員長》

全体を通しての感想ということでよいでしょうか。

《委員》

よい。

《事務局》

若者に対する施策について、庁内のワーキンググループの中でも、18歳になるときや65歳になるときに切れ目が生じないような支援が必要と考えてきた。活動の担い手としてどう巻き込んでいくか、例えば今モデル地区である芳川地区で若者が地域づくりに協力している例もあるので、参考にして若者にどのようにかかわってもらえるのかを検討したい。若者には、従来のような回覧板では情報が届きにくいので、ネットの活用等工夫していく必要がある。

《委員》

この子ども・子育て支援事業計画のなかの数字に、障がいのある子どもも数として入っているのかよくわからずにいますが、教育の分野を含めインクルーシブを進めていく中で、障がいのある子どもについてどう拾っていくのか。例えば計画の中の一時預かり事業の数として、障がいのある子どもについて、障がいの分野では数字があるのだけど、この計画の数字には入っていないのではないかと。障がいあってもなくても同じように子育てすると考えていくと、障がいがある子のこともこの計画の中に入れてくものだと思う。障がい権利条約のなかでもインクルーシブな教育などがいわれてきているので、今後どうとらえて施策をすすめるかが大事だと感じました。

《障害者専門分科会長》

障害者専門分科会のなかでは、子ども、障がい者等分けての議論はなかったけれど、子どもでも障がいがあれば「障がい者」に分けられてしまう。「子ども」「障がい者」どっちにはいるのかとなってしまう部分がある。若者について話が出たが、「若者」が何歳から何歳なのか人によってとらえ方が違うし、何らかに限定されず、誰もが相談できて困っていることをつなげることができる窓口があってほしいと思う。

	<p>《事務局》</p> <p>インクルーシブについてご意見をいただきましたが、教育と福祉と医療の連携、それがまさにインクルーシブの部分であると思う。これから進めていく重層的支援体制事業自体は包括的、全世代型のものである。審議会の専門分科会自体、分野を分けており、最終的にはそれはどうなのかという話になるかもしれませんが、境目切れ目のないように考えていきたい。</p> <p>《委員長》</p> <p>他ご意見ありますか。本日予定の議事は終了します。</p>
その他	5 その他 なし